会 議 録

会	議の名	称	定例庁議	
開	催日	時	令和5年2月10日(金) 午前 9時27分から 午前10時32分まで	
開	催場	所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出	席	者	富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、 毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、 佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、 宇野審議監兼まちづくり推進課長、村山会計管理者、 田中上下水道部次長兼下水道施設課長、太田議会事務局長、 野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、斎藤監査委員事務局長 (担当課1) 村沢都市建設部次長兼開発建築課長、 高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐、 濵野同課都市計画係長、金井同課交通政策係長、 海老名同課同係主任 (担当課2) 森田人権庶務課長、岡部同課長補佐、 山木同課長補佐兼男女平等推進係長 (事務局) 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、 福田同課政策企画係長、山本同課同係主任	
会	議内	容	1 市内循環バス「わくわく号」の運賃改定について2 朝霞市立地適正化計画(案)について3 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について4 令和5年第1回朝霞市議会定例会提出議案	

会	議	資	料	 (議題1) ・【資料1】市内循環バス「わくわく号」の運賃改定の概要 ・【資料2】市内循環バス「わくわく号」の運賃改定について (議題2) ・【資料3】立地適正化計画の作成について ・【資料4】朝霞市立地適正化計画(案) ・【資料5】朝霞市立地適正化計画 概要版(案) (議題3) ・【資料6】朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について(概要) ・【資料7】朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について(資料) 	
				□電磁的記録から文書に書き起こした □電磁的記録から文書に書き起こした	
会	議	録	Ø	■要点記録	
作	成	方	針	□電磁的記録での保管(保存年限	年)
	/**	<i>7</i> ₹	<i></i> 1	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間 会議録の確認方法 出席者の確認及	□会議録の確認後消去 □会議録の確認後 か月 ひ事務局の決裁
そ 必	の要	他事	の 項	PARTY PARTY IN PARTY	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

【議題】

1 市内循環バス「わくわく号」の運賃改定について

【説明】

(担当課1:高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐)

市内循環バス「わくわく号」の運賃改定について、資料2に基づき説明する。

「1市内循環バス「わくわく号」の概要」について、わくわく号は、鉄道や路線バスなどの公共交通機関の不便な地域の解消や、公共公益施設の利用促進を図ることなどを目的に、平成6年に県内初の循環バスとして運行を開始した。運行方法については、バス事業者3社と協定を締結し、36人乗り小型バス6台で4路線の運行を実施している。

「2運賃改定の経過」について、運行を開始した平成6年当時は対キロ区間制運賃を採用し、大人170円から200円まで、小児90円から100円までの料金体系となっている。その後、平成16年に実施した運賃改定に合わせ均一運賃とし、大人150円、小児80円に改定した。以後、18年間改定を行っていない。

次の「3運賃改定の必要性」について、理由は3点ある。1点目が市内循環バス損失補 償料の増大で、市は協定を締結しているバス事業者に対し、運行経費から運賃収入を差し 引いた赤字分を損失補償料として支出しており、令和4年度は9,819万1,929円 を支出している。近年、コロナ禍における新たな生活様式の定着等により、バスの輸送人 員及び運賃収入が減少し、それに伴い損失補償料が増大傾向となっている。2点目が運行 経費の増大で、原油価格の高騰や人手不足による運転手等の人件費の上昇、また、現在、 市内循環バスが運行できていない公共交通空白地区の改善にも取り組んでおり、今後、新 たな経費が必要となる見通しとなっている。3点目が地域公共交通計画との整合で、令和 3年2月に策定した地域公共交通計画の中で、持続可能な地域公共交通の実現のため、路 線バス初乗り運賃との均衡を施策に位置付けている。

次に「4地域公共交通協議会における審議の過程」について、今年度において計4回協議会を開催し、委員の皆様にご審議いただいた結果、1月30日に実施した第4回協議会において、改定案について承認いただいた。

次に「5改定後の運賃」については、大人180円、小児90円とし、令和5年7月1日から実施する予定である。

次の「6運賃改定の算出根拠」については3点ある。1点目がコロナ禍前の水準への回復について、平成28年度から30年度までの3年間の平均収支率を指標と定め、その指標達成に向けて試算したところ、180円への改定で概ね達成できる結果を得た。なお、輸送人員については、コロナ禍前と比較すると約30パーセント減少しており、新たな生活様式の定着等により、コロナ禍前の水準まで回復するのは難しい見込みである。2点目が路線バス初乗り運賃との均衡である。現在、市内には3つの路線バス事業者が運行を行っているが、いずれも初乗り運賃は180円となっている。なお、国際興業バスについては、令和5年3月に初乗り運賃を200円に改定する予定と伺っている。3点目が近隣市との均衡である。新座市、和光市においても、本市と同じ来年度からの市内循環バスの運

賃改定を予定しているが、金額についても本市同様の150円から180円への改定と伺っている。

次に「7利便性向上・利用喚起」については、運賃改定の実施に合わせ、バス利用者への利便性向上を目的に、バスの現在位置や到着の目安がパソコンやスマートフォンで確認できる、バスロケーションシステムについて、運賃改定と同じ7月からの導入を予定している。

最後に「8今後のスケジュール」については、2月13日の全員協議会での説明を予定している。その後、関東運輸局への届出、広報やHP・SNS等での周知を経て、7月から新運賃での運行を予定している。

説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、平成16年に運賃を値下げしていると思うが、収支率が低いのになぜ値下げをしたのか。との質問に対し、近隣市の料金に合わせるため値下げをしたとの回答があった。

次に、料金改定の算定根拠を収支率の低下としているが、今後、収支率が上がった際には、値下げをすることも考えるのか。との質問に対し、収支率が下がった理由として、支出面では原油価格の高騰、運転手の人件費増額、収入面では輸送人員の減少が挙げられ、輸送人員は近年、回復傾向にあるが、運転手の人件費などの運行経費が増加傾向であることから、値下げすることは想定していないとの回答があった。

次に、収支率を100パーセントにするとしたら、運賃をいくらにする必要があるのか。 との質問に対し、400円になるとの回答があった、

次に、輸送人員の数値を資料に入れたらどうか。との質問に対し、指摘のとおり対応するとの回答があった。

最後に、協議会からはどのような意見があったか。との質問に対し、概ね賛成の意見をいただいている。なお、出席者には、利用者や公共交通空白地区在住者も入っているとの回答があった。

以上、指摘のあった内容について一部修正の上、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 朝霞市立地適正化計画(案)について

【説明】

(担当課1:高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐)

朝霞市立地適正化計画(案)について説明する。

本計画は、都市再生特別措置法に基づき作成する計画である。計画を策定する理由として、全国的に人口減少、少子高齢化、さらに郊外立地等による低密度な市街地の拡大が進む中で、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることが、都市づくりの大きな課題となっている。本市においても、これまで人口は増加基調にあったが、長期的には増加から停滞、減少に転じることが想定され、また、少子高齢化の進展が見込まれることから、これまでの土地利用規制等で都市をコントロールするだけでなく、量ではなく質の向上を図るために都市をマネジメントするという新たな視点を持って、取り組んでいく必要がある。

こうした中、長期的な展望のもと持続可能な都市構造を形成するために、住宅や行政・福祉施設、商業施設等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民の生活利便性の維持・向上など、福祉や交通などを含めて都市全体の構造を見直す「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方で進めていくことが重視されるようになっており、立地適正化計画を策定するものである。加えて、朝霞市においては、溝沼浄水場跡地に整備を計画している公共施設について、本計画を定めることにより、国庫補助金の嵩上げなどの予算面での支援措置があるほか、本計画に基づく都市計画制度の活用により、用途・容積率の緩和による誘導施設の立地促進を図ることが可能になる。

資料4に沿って説明させていただく。本計画は第1章、立地適正化計画の必要性から始まり、8つの章で構成されている。

第1章では、一般的な立地適正化計画の概要や立地適正化計画を策定する目的、関連計画や上位計画である総合計画や都市計画マスタープラン等との連携について記載している。

第2章では、人口分析、生活サービスの利便性や交通の分析、商業施設や福祉施設、公共施設等の分析などが続き、その分析結果より都市構造上の課題として、「生活サービスや交通利便性を維持・確保するとともに、高齢化や低炭素化、緑の保全が必要」ということ、「都市拠点に都市機能を誘導しながらコンパクト・プラス・ネットワークの実現が必要」ということを整理している。また、防災上の現状と課題についても記載しており、「災害リスクの少ない安全な場所への誘導」「防災性を高める市街地整備」「内間木地区等についても防災指針に対策の状況を取りまとめる」ことを整理している。

第3章では、まちづくりの方針ターゲットとして、「将来にわたって持続可能な朝霞市のための「次の一手」となる、低炭素型で人が中心となる都市構造の構築」と設定している。本計画で「目指すべき都市の骨格構造」については、都市計画マスタープランの将来

都市構造を基本とし、地域公共交通計画の「目指すべき公共交通体系」との整合を図ることを記載している。また、まちづくりの方針と目指すべき骨格構造を踏まえ、誘導方針、ストーリーを8つ設定している。

第4章では、都市機能誘導区域を設定している。都市計画マスタープランで位置付けている都市拠点を基本とし、範囲については、都市機能の立地状況や駅を中心として徒歩で移動できる範囲を基本に、朝霞駅周辺と北朝霞・朝霞台駅周辺の2つの都市機能誘導区域を設定している。4-6ページからは、公共的な機能の維持又は計画的な誘導を図る朝霞市独自のゾーンとして、3つの都市機能補完ゾーンを設定している。4-11ページからは、誘導施設の分類と施設の定義を記載している。誘導施設の内容として、各部に照会し都市機能誘導区域に誘導・維持するべき施設として回答のあったもののほか、溝沼複合公共施設に入ることを想定している施設を設定している。

第5章では、居住誘導区域を設定しており、都市計画区域から市街化調整区域のほか、 土砂災害特別警戒区域など、居住に適さない区域、朝霞浄水場や生産緑地等を除外した区域を設定している。次に、居住誘導区域について、メリハリのある居住誘導策を講じるため、性格に応じたゾーン設定をしており、都市機能誘導区域と同一区域の「歩いて暮らせる駅ちかゾーン」、運行頻度の高いバス停から300m以内の「公共交通らくらく移動ゾーン」、前述のゾーン以外の「利便性と自然が調和したゆとりの暮らしゾーン」を設定している。

第6章では、誘導施策について、都市機能誘導区域のうち、朝霞駅周辺と北朝霞・朝霞台駅周辺の誘導施策、居住誘導区域の誘導施策を記載している。主な誘導施策のうち、特定用途誘導地区を設定することで、容積率の緩和による店舗の誘致や、溝沼複合公共施設の整備に当たっての用途緩和等を検討している。他にもウォーカブル化の推進、通学路や住宅地における面的な交通安全対策などを記載している。また、都市再生特別措置法に基づき、誘導施設の立地に係る届出制度を運用することになる。

第7章では、防災指針について記載している。これは、国や県からハザード情報等を収集するとともに、国土強靭化地域計画や地域防災計画など、各種防災関連計画の情報を集約し、リスク分析や課題の整理、防災減災まちづくりの取組方針をまとめたものになる。

第8章では、誘導方針に対応する指標ごとに目標を設定している。

最後に、立地適正化計画は都市計画運用指針により、概ね5年ごとに評価と見直しを行うべきとされている。本計画の見直し時期は、上位計画である都市計画マスタープランと整合を図るものとしている。

本計画の策定に当たり、令和3年度より、各部次長級職員を委員とする庁内検討委員会で計5回の審議、都市計画審議会にも計5回意見聴取等を行った。また、誘導施設や防災指針について、関連する部署と調整を図った上で各種設定を行っている。

今後は、2月13日の全員協議会で説明を予定しており、3月下旬に公表するスケジュールとしている。

説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、この計画の区域指定の影響で、今後、自由に住宅を建築できなくなるなど、住民の権利等を制限するようなことはあるか。との質問に対し、区域指定の影響により、建築の際に届出が必要となる場合はあるが、届出をすれば建てられるというのがこの制度の長所でも短所でもあり、個人の権利を制限することは、この制度上ではできないとの回答があった。

次に、区域指定について、土地所有者が納得できるような周知は十分にできているか。 との質問に対し、周知については、説明会を実施している。区域指定は、例えば内間木地 区のような市街化調整区域は、法的に居住誘導区域に指定できない等、市では判断ができ ない場合もある。なお、居住誘導区域から除外しているのは、災害のレッドゾーンなどの 明らかに居住に適さない地域と、他の理由で建築に制限がかかっている地域であるため、 この計画によって特別不利が生じることはないと思われるとの回答があった。

最後に、この計画の進行管理はどのよう行うのか。との質問に対し、この計画は20年間であるが、5年間ごとに目標達成具合を見ていくことになる。会議に諮ることについては、この案を策定する上で意見を求めた都市計画審議会に、今後も定期的に話を聞いていきたいと考えている。なお、来年からは都市計画マスタープランの改定を行うため、それが大きく変わるようなことがあれば、この計画も早期に改定する必要があるとの回答があった。

以上の質疑を経て、原案のとおり庁議に諮ることにした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

3 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について

【説明】

(担当課2:森田人権庶務課長)

資料に基づき説明させていただく。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度については、令和元年第1回市議会定例会に おいて、「朝霞市におけるパートナーシップの公的認証及び性的少数者に関する諸問題へ の取り組みに関する請願」が採択され、その後、本市においては、近隣市との連携等を模索しつつ、他自治体の調査、市民や職員の理解を深めるための啓発活動等を行い、制度の創設に向けて準備を進めてきたものである。県内においては、昨年7月8日に埼玉県において「性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、近隣市の和光市では、本年1月10日から「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が開始されている。そのような状況の中、以前から導入に向けて連携を図ってきた新座市、志木市との協議を経て、本市においても両市と足並みをそろえて、本年4月1日から制度を開始することとした。

資料6の「実施方法」については、「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱」により実施するものである。この要綱は、近隣4市による広域化を目指していることから、現在、先行して開始している和光市の要綱との整合を図りつつ、新座市、志木市との最終的な調整を行っているところであり、要綱(案)に代わり、資料7に「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について」を添付している。なお、この制度案については、令和5年1月31日に開催した「朝霞市男女平等推進審議会」に諮問し、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられるよう、制度案のとおり進めること、との答申をいただいた。

資料7の「1目的」については、性的少数者の方々は、マイノリティであるがゆえに、様々な面で困難や生きづらさを感じている状況にあると言われている。そのような中で、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられるよう、制度を創設するものである。

「2概要」について、一方又は双方が性的少数者である二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受領証明書」と「受領証明カード」が交付される制度となっている。この制度については、法律上の権利・義務を生じさせるものでないが、届け出た二人が互いに人生のパートナーとして、自分らしく安心して暮らせるように、市として応援するとともに、この制度を通じて市民の皆様に多様性への理解を深めていただくことを期待するものである。

「3対象」について、パートナーシップについては届け出る二人のことを指すが、ファミリーシップについては、届け出る二人の子どもや親などを含めた関係を想定している。 資料6に戻り、「3取り組みについて」は、制度の創設後、引き続き多くの市民、事業 者への周知や理解を得るための働きかけに努め、近隣市等との連携協定の締結に向けた協 議を進めていきたいと考えている。また、制度の事業評価については、朝霞市男女平等推 進年次報告書で行っていきたいと考えている。

最後に「4今後の主なスケジュール」について、2月13日に全員協議会で報告し、報告後、記者発表を行う予定である。その後、パブリック・コメントを2月15日から3月17日まで実施し、令和5年4月1日から制度を開始する予定である。 説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、近隣4市による広域化を目指すのは、どういった目的によるものか。との質問に対し、近隣市に転出した際の再度の届出が不要になる協定を結ぶことにより、事務的、精神的負担を軽減できることが挙げられるとの回答があった。

次に、庁内の関係部署において、この制度を踏まえてどのように制度に当てはめていくか、準備をしていく必要があるのではないか。との質問に対し、まずは第一歩として、届出に対する認証をすることから始め、その認証が4市で有効性、実効性を持つよう、各部署で少しずつそれぞれの業務での取扱いを考えていってもらいたいとの回答があった。

次に、県内では、この制度はどれくらい導入されているのか。との質問に対し、県内41市町で導入されている。国は、法整備されていない状況であり、しばらくは制度の導入は難しいのではないかと考えている。県は、昨年条例が制定され、県営住宅の入居要件に関して、1月の申込分から受付している状況であり、今後も施策が出てくる可能性があるとの回答があった。

最後に、朝霞市にはこのような要望は現在まであったのか。との質問に対し、市内在住者かはわからないが、導入してもらいたいという話を受けたことはある。なお、先行して1月から導入している和光市の実績はまだ0件だと聞いている。

以上の質疑を経て、原案のとおり庁議に諮ることにした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

4 令和5年第1回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(須田総務部長)

議案第1号 令和5年度(2023年度)朝霞市一般会計予算についてである。

第1条について、歳入歳出の総額はそれぞれ500億円で、令和4年度当初予算から9. 6パーセントの増となっている。

第2条の継続費は、公共施設等マネジメント実施計画策定事業等、10事業について設 定している。

第3条の債務負担行為は、朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想策定に係る負担や農業

近代化資金利子補給補助、市内循環バス運行事業への損失補償、武道館改修工事にともな う建物等移転補償など、8件を設定している

第4条の地方債は、(仮称) 宮戸二丁目公園整備事業など28件を計上している。

その他、第5条の一時借入金、第6条の歳出予算の流用について定めている。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、市税は、前年度比3.3パーセント増の237億9,955万4,000円を計上している。個人市民税及び法人市民税では納税義務者数の増加などから、固定資産税については家屋の新築増などにより増収と見込んでいる。

第2款から第9款までについては、令和3年度決算額や令和4年度実績、地方財政計画 の伸び率などにより算定している。

国有提供施設等所在市町村助成交付金は。令和4年度の実績に基づき計上している。 地方特例交付金は、住宅ローン控除による減収分を計上している。

地方交付税については、普通交付税は交付団体であることを見込み、特別交付税は令和 3年度の交付実績に基づき計上している。

分担金及び負担金は、前年度比20.0パーセント減の5億9,711万5,000円を計上している。

使用料及び手数料は、前年度比 0.5パーセント減の 8 億 2,6 0 6 万 1,0 0 0 円を 計上している。

国庫支出金については、前年度比8.9パーセント増の104億2,156万7,000円を計上している。国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金などが増額となっているほか、新たに公立学校施設整備費負担金を計上し、国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などが増額となっているほか、新たにデジタル田園都市国家構想交付金などを計上している。

県支出金については、前年度比5.4パーセント増の36億5,484万8,000円を計上し、県負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金などが増額となり、県補助金では、新たに出産・子育て応援事業費補助金などを計上し、県委託金では、新たに県知事選挙執行費委託金などを計上している。

財産収入は、前年度比0.1パーセント増の1億4,325万8,000円を計上している。

繰入金は、全体で9億2,865万1,000円を計上している。

繰越金は、前年度と同額の4億5,000万円を計上している。

諸収入は、前年度比3.4パーセント増の11億6,261万3,000円を計上している。

市債は、前年度比47.6パーセント増の28億3,700万円を計上している。

歳出だが、議会費は、前年度比0.2パーセント増の2億8,612万7,000円を 計上し、総務費は、前年度比20.1パーセント増の49億9,713万7,000円を 計上している。

民生費は、前年度比3.7パーセント増の255億8,311万1,000円を計上し、 衛生費は、前年度比3.4パーセント増の39億7,382万7,000円を計上してい る。

労働費は、前年度比0.9パーセント増の175万3,000円を計上し、農林水産業費は、前年度比14.0パーセント増の8,237万円を計上している。

商工費は、前年度比30.7パーセント減の1億6,338万7,000円を計上し、 土木費は、前年度比58.0パーセント増の48億679万9,000円を計上している。 消防費は、前年度比3.8パーセント減の15億1,149万3,000円を計上し、 教育費は、前年度比20.0パーセント増の54億2,321万2,000円を計上している。

公債費は、前年度比1.8パーセント減の31億1,477万6,000円を計上している。

諸支出金は、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で、600万8,000円を計上している。

予備費は前年度と同額の5,000万円を計上している。

(麦田こども・健康部長)

議案第2号 令和5年度(2023年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算である。 予算額は、歳入歳出それぞれ111億306万1,000円で、前年度比0.03パーセント減となっている。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせ、26億3,985万円を見込み、歳入総額の23.8パーセントを占めている。 県支出金は、74億9,609万4,000円、繰入金は、一般会計繰入金などで、8億1,483万8,000円となっており、そのほか、繰越金などで1億5,227万9,000円となっている。

歳出だが、保険給付費は、被保険者に対する療養給付事業、高額療養費支給事業など、74億1,671万1,000円で、歳出総額の66.8パーセントを占めている。

国民健康保険事業費納付金は、埼玉県から市町村に示された34億419万6,000 円を計上している。

保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億6,795万8,000円となっている。

そのほか、総務費、諸支出金などで、1億1,419万6,000円となっている。

(佐藤福祉部長)

議案第3号 令和5年度(2023年度)朝霞市介護保険特別会計予算である。

令和5年度(2023年度)の朝霞市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ85億512万3,000円で、前年度比4.7パーセント増となっている。

また、被保険者数等の状況については、65歳以上の第1号被保険者数は、2万8,4 11人を見込んでいる。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、保険料は、65歳以上の第1号被保険者保険料として、18億5,405万5,000円を見込み、前年度比1.1パーセントの増、歳入総額の21.8パーセントを占めている。

国庫支出金は、介護給付費負担金や地域支援事業交付金など、負担金と補助金を合わせ、17億6,120万4,000円、支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から交付される40歳から64歳の方の保険料分の介護給付費交付金など、22億20万9,00円を、県支出金は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金など、負担金と補助金を合わせ、12億2,879万2,000円を、繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、合わせて14億6,075万6,000円を見込んでいる。

歳出について、介護認定審査会費は、介護認定審査会事務員派遣委託料のほか、認定調査員13人分の報酬を計上している。

保険給付費は、居宅介護等サービス給付事業、地域密着型介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業などで、総額78億6,330万5,000円で、歳出総額の92.5パーセントを占め、前年度比4.8パーセント増となっている。

地域支援事業費は、一般介護予防事業を始め包括的支援事業、生活支援体制整備事業など、地域包括支援センターへの業務委託料など総額5億930万7,000円を計上している。

最後に、諸支出金は、償還金など395万7,000円のほか、予備費100万円を計上している。

(麦田こども・健康部長)

議案第4号 令和5年度(2023年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計予算である。 予算額は、歳入歳出それぞれ16億4,351万5,000円で、前年度比2.1パーセント増となっている。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、後期高齢者医療保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などの試算に基づき、13億7,972万5,000円を見込み、歳入総額の84.0パーセントを占めている。

繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、2億5,998万8,000円を計上している。

そのほか、繰越金、諸収入で、380万2,000円を計上している。

歳出だが、総務費は、一般管理費と徴収費で、1,764万2,000円を計上している。

後期高齢者医療広域連合納付金は、市で徴収した後期高齢者医療保険料と保険基盤安定 負担金などを合わせて、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、16億2,1 17万1,000円を計上し、歳出総額の98.6パーセントを占めている。

そのほか、諸支出金及び予備費で、470万2,000円を計上している。

(田中上下水道部次長兼下水道施設課長)

議案第5号 令和5年度(2023年度) 朝霞市水道事業会計予算である。

第2条の業務の予定量について、給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量はご覧のと おりで、主要な建設改良事業は、水道施設耐震化事業等を予定している。

第3条の収益的収入及び支出について、収入の第1款、下水道事業収益の総額は27億 3,411万1,000円で、主なものは水道料金である。

支出の第1款、下水道事業費用の総額は23億6,979万円で、主なものは、県水受水費と施設の維持管理費及び減価償却費などである。

第4条の資本的収入及び支出について、収入の第1款、資本的収入の総額は11億67万5,000円で、主なものは企業債である。

支出の第1款、資本的支出の総額は20億3,570万6,000円で、主なものは水道施設耐震化事業、老朽管更新事業等の建設改良費と企業債償還金である。

なお、収入額の支出額に対する不足分は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填する予定である。

第5条は、1事業の継続費を定めるもので、第6条は3事業について、それぞれ企業債の限度額を定め、第7条は一時借入金の限度額を定めるものである。

(田中上下水道部次長兼下水道施設課長)

議案第6号 令和5年度(2023年度) 朝霞市下水道事業会計予算である。

第2条の業務の予定量について、水洗化世帯数、年間有収水量、1日平均有収水量はご 覧のとおりで、主要な建設改良事業は、汚水整備事業と雨水整備事業を予定している。

第3条の収益的収入及び支出について、収入の第1款、下水道事業収益の総額は20億 8,321万6,000円で、主なものは、下水道使用料のほか、雨水処理に係る負担金 である。

支出の第1款、下水道事業費用の総額は20億8,321万6,000円で、主なものは、埼玉県荒川右岸流域下水道維持管理負担金及び施設の維持管理費のほか、減価償却費などである。

第4条の資本的収入及び支出について、収入の第1款、下水道事業資本的収入の総額は20億1,491万8,000円で、主なものは、企業債及び国庫補助金である。

支出の第1款、下水道事業資本的支出の総額は23億1,860万円で、主なものは、 汚水管渠整備、雨水管渠整備等の建設改良費と企業債償還金である。

なお、収入額の支出額に対する不足分は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填する予定である。

第5条は、1事業の継続費を定めるもので、第6条は2項目について債務負担行為を設定し、第7条は2事業について、それぞれ企業債の限度額を定め、第8条では一時借入金の限度額を定めるものである。

(須田総務部長)

議案第7号 令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計補正予算第6号である。 今回の補正額は、歳入歳出それぞれ9億530万円の増額で、累計額は531億5,7 35万円となっている。

継続費の補正は、障害者プラン・障害福祉計画策定事業など3事業について、総額及び 年割額を変更するものである。

繰越明許費補正は、朝光苑施設改修事業など12事業について、年度内に完了すること が困難なため、翌年度に繰り越すものである。

地方債補正は、歩道橋改修事業などを追加するほか、道路用地購入事業などについて借 入限度額の変更を行うものである。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、地方譲与税及び利子割交付金などの県からの交付金については、交付実績を 基に積算した決算見込額により補正している。

国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額の確定により増額している。

地方交付税は、国の補正予算にともない、増額交付されたことから、3億3,048万6,000円増額している。

国庫支出金は、国民健康保険保険基盤安定負担金を減額する一方、生活保護費負担金や 道路メンテナンス事業補助金などを増額することにより、1億2,909万5,000円 増額している。

県支出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金などを減額する一方、新たに出産・子育て応援事業費補助金を計上するほか、保育所等物価高騰対策給付事業補助金などを増額することにより、1億5,470万3,000円増額している。

財産収入は、財政調整基金利子などの預金利子を増額することにより、64万8,00 0円増額している。

寄附金は、民生費指定寄附金などで、1,154万9,000円計上している。

諸収入は、新たに埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金精算金などを計上することにより、5,505万円増額している。

市債は、新たに歩道橋改修事業債などを計上するほか、道路用地購入事業債などを増額 することにより、9,090万円増額している。

歳出だが、総務費は、財政調整基金積立金などを増額することなどにより、3億3,779万6,000円増額している。

民生費は、後期高齢者医療特別会計繰出金などを減額する一方、生活保護費や保育所等物価高騰対策給付事業補助金を増額することにより、1億546万3,000円増額している。

衛生費は、新たに出産・子育て応援給付金などを計上するほか、がん検診委託料や健康 増進センター指定管理料などを増額することにより、2億5,920万1,000円増額 している。

商工費は、産業文化センター指定管理料を582万9,000円増額している。

土木費は、市道2002号線に係る道路用地購入費や歩道橋改修工事費負担金などを増額することにより、1億8,523万8,000円増額している。

教育費は、小・中学校における校用器具購入費などを増額することにより、1,177万2,000円増額している。

諸支出金は、土地開発基金繰出金を1,000円増額している。

(麦田こども・健康部長)

議案第8号 令和4年度(2022年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第3号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6,833万4,000円の増額で、累計額は11 4億2,550万7,000円となっている。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、県支出金は、療養給付費の普通交付金として、6,605万2,000円、新型コロナウイルス感染症にともなう国民健康保険税の減免措置の特別交付金として、8 18万1,000円をそれぞれ増額している。

財産収入は、基金の利子として、5万4,000円増額している。

繰入金は、県からの決定通知に基づき、保険基盤安定繰入金など、595万3,000 円減額している。

歳出だが、保険給付費は、療養給付費として、6,605万2,000円増額している。 基金積立金は、財政調整基金等の利子及びこの補正予算における歳入歳出の差引額で、 228万2,000円を積み立てるものである。

(佐藤福祉部長)

議案第9号 令和4年度(2022年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算(第2号) についてである。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,726万3,000円を増額するもので、これを含めた予算総額は84億8,068万6,000円になる。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、国庫支出金は、保険者機能強化推進交付金を782万8,000円、介護保険保険者努力支援交付金を933万5,000円増額する。

財産収入は、利子及び配当金として10万円増額する。

歳出だが、基金積立金は、国庫支出金の増額により生じた一般財源の余剰並びに介護保険保険給付費支払基金積立金などの利子として、1,726万3,000円増額するものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第10号 令和4年度(2022年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,471万4,000円の減額で、累計額は15 億8,752万8,000円となっている。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、繰入金は、保険基盤安定負担金の確定により、2,471万4,000円減額している。

歳出だが、後期高齢者医療広域連合納付金についても、同様に保険基盤安定負担金の確 定により、2,471万4,000円を減額するものである。

(佐藤福祉部長)

議案第11号 朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例である。

生活保護法は保護の対象を国民としていることから、本来外国人を対象としておらず、 昭和29年の国からの通知によって、外国人も国民と同様に取り扱うよう通知されている。

令和5年度末から、生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことから、条例に新たに「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」を市の独自利用事務として登録する必要があるため、今回、条例改正を行うものである。

この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第12号 朝霞市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、子ども・子育て支援法の一部改正にともない、引用条項の改正を 行うものである。

この改正については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第13号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるもので、地方税法施行令が改正されたことにともない、本市においても同様の改正を行うものである。

この改正については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(神頭生涯学習部長)

議案第14号 朝霞市博物館条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、博物館法の一部が改正されたことにともない、引用条項の改正を 行うものである。

この改正については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第15号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例である。

改正内容については、厚生労働省令で定められている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことにともない、家庭的保育事業者等について、送迎用バ

スにおける利用乳幼児の見落としの防止のための装置の設置の義務を定める規定等を追加し、民法に定められている「子の懲戒」に関する規定の削除にともなう関係規定の削除を行うほか、所要の改正を行うものである。

これらの改正のうち、子の懲戒に係る規定の削除に関する部分については、公布の日から、その他の規定については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第16号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、子ども・子育て支援法及び内閣府令で定められている「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことにともない、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について、民法に定められている「子の懲戒」に関する規定の削除にともなう関係規定の削除を行うほか、所要の改正を行うものである。

これらの改正のうち、子の懲戒に係る規定の削除に関する部分については、公布の日から、その他の規定については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第17号 朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例の一部を 改正する条例である。

改正内容については、厚生労働省令で定められている「放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準」が改正されたことにともない、放課後児童クラブについて、安全 計画の策定や業務継続計画の策定に関する規定を追加するほか、所要の改正を行うもので ある。

この改正については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第18号 朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、出産に係る経済的負担を軽減するための出産育児一時金の支給額を、42万円から50万円に引き上げるもので、健康保険法施行令が改正されたことにと もない、本市においても同様の改正を行うものである。

この改正については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第19号 朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例を廃止する条例である。 内容については、朝霞市都市計画マスタープランは、朝霞市都市計画マスタープラン検 討委員会において、計画案の作成をしたのち、朝霞市都市計画審議会に諮問していたが、 朝霞市都市計画審議会条例で総合的に所管することとするため、本条例を廃止するもので ある。 本条例については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第20号 市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、開発行為にともない、都市計画法第40条の規定により帰属された道路3路線である。

(山崎都市建設部長)

議案第21号 市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、寄附採納による道路1路線である。

(斎藤監査委員事務局長)

議案第22号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。

市の公平委員会委員のうち、藤原ユキ子氏の任期が令和5年6月28日をもって満了となることから、同氏を再び委員に選任するため、提案するものである。

(斎藤監査委員事務局長)

議案第23号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて である。

市の固定資産評価審査委員会委員のうち、橋本正彦氏の任期が令和5年6月28日をもって満了となることから、新たに橋本由美子氏を委員に選任するため、提案するものである。

(山崎都市建設部長)

議案第24号 朝霞市土地開発公社の解散についてである。

朝霞市土地開発公社は、昭和49年に設立され、市に代わって学校や道路、公園等の施設用地を先行取得することなどで、本市のまちづくりに貢献してきたが、公社における業務は平成19年を最後に行われておらず、公社の存在意義そのものが低下していた。

このようなことを踏まえ、土地開発公社のあり方について総合的に検討した結果、公社 設立の目的は終えたものと判断し、公社理事会において解散の同意を得たことから、公社 の解散についてお諮りするものである。

(清水市民環境部長)

議案第25号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についてである。

住居表示整備予定の区域については、大字根岸の一部、大字台の一部で、面積は約13. 5~クタールである。

この区域は、令和4年9月に告示された朝霞都市計画地区計画のうち、あずま南地区の地区整備計画の計画区域であり、併せて住居表示を実施することにより環境整備に努める

ものである。
以上のような観点から、実施予定区域について、別図のとおり区域を定め、街区方式に
より住居表示整備を実施するものである。
【質疑等】
なし
【結果】
提案のとおり、決定する。
【閉会】